

帯 広 市

空き家 ガイドブック

あなたの空き家
どうなってます？

何とかしないと
思いながら
そのまま...

思い出が
多すぎて
先に進めない



帯広市広報マスコットキャラクター
しらがんば

令和7年10月1日発行

空き家が社会問題に・・・

近年、全国的に空き家が増加しており、その中には、適切な管理がされず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家もあり、大きな社会問題となっています。

今後も人口減少や高齢化などを要因に空き家の更なる増加が見込まれ、空き家に起因する事故等トラブルも増えることが想定されます。

あなたは自分に無関係な話だと思っていないですか？

今、所有していなくても、将来的に相続等で空き家所有者になり、空き家問題に直面するかもしれません。

このガイドブックは空き家の問題点、管理不十分な空き家の予防、空き家に関するご相談等の各種情報をまとめたものです。

ぜひ、ご一読いただき、空き家の管理や利活用等への参考にしていただければと思います。



目次

table of contents



1

空き家の原因と問題

空き家になる原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

空き家はなぜ問題なの？・・・・・・・・・・・・・・3

2

空き家の定義

かん り ふ ぜん あき や と う
管理不全空き家等・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

とく てい あき や と う
特定空き家等・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

3

空き家を適切に管理するために

管理不十分な空き家の予防(相続)・・・・・・・・・・6

管理不十分な空き家の予防(維持)・・・・・・・・・・7

管理不十分な空き家の予防(利活用)・・・・・・・・・・8

管理不十分な空き家の予防(解体)・・・・・・・・・・9

帯広市空き家マッチングシステム・・・・・・・・・・10

4

税金・補助金

空き家をめぐる税金について・・・・・・・・・・11

帯広市の補助制度について・・・・・・・・・・12

5

ご相談

空き家に関するご相談・・・・・・・・・・13

各種お問い合わせ

※掲載されている情報は、令和7年10月現在の情報を基に作成しております。

空き家の原因と問題

空き家になる原因



さまざまな事情で「空き家」が増えています

全国で増加する空き家。高齢化や人口減少、相続のトラブルなど、空き家になる事情はさまざまです。

自分が家を
所有している



転勤で引っ越す
ことになった

維持管理が
負担となり引っ越す
ことになった

ひとり暮らしだったが
高齢になり施設に入る
ことになった

親が家を
所有している



親が亡くなり
空き家になった

高齢となった両親と
同居することになった

ひとり暮らしの親が
高齢になり施設に入る
ことになった

親族が家を
所有している



叔父が亡くなり
相続した

遠い親戚が
所有していた
空き家を知らない間に
相続していた

ひとり暮らしの親族が
高齢になり施設に入る
ことになった

いつ、空き家問題の当事者になるかわかりません。早めの備えが大切です！

※詳しい対策方法についてはP6~ご覧ください

空き家はなぜ問題なの？



空き家の管理は「所有者の責任」です

コスト

放置された空き家は、人が住んでいる住宅と比べて早いスピードで劣化が進みます。時間が経つほど修繕コストが上がってしまいます。余計なコストをかけないためにも早めの対策が必要です。

建物の劣化・破損

劣化が進むと、屋根材や外壁の落下、塀・建物の倒壊など、様々な要因から周辺に危険を及ぼす可能性があります。特に、地震や台風などの自然災害時には大きな危険を伴います。

住宅環境の悪化・防犯

放置された空き家では、植物が生い茂り、道路や近隣の敷地へはみ出してしまったり、害虫（ハチやシロアリなど）の発生源となります。また、ごみの不法投棄や不法侵入、放火に繋がるなど、防犯上の問題もあります。



損害賠償請求される場合があります！

空き家の管理不足が原因となり、近隣の住宅や住民に被害が出た場合、民法第717条などによって、所有者に対して損害賠償責任が問われる可能性があります。

《帯広市で実際に起きた事例》

敷地内の樹木が強風により倒れ、隣家の車を損壊させてしまった。



《倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故(想定)》

空き家が倒壊してしまい、隣接家屋が全壊し死亡事故に繋がってしまった場合

損害賠償想定額 **約2億円**



※出典：公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」より



堺市広域マスコットキャラクター
しらかんぴ

特定空家等とは？

空家等対策特別措置法においてそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険になるおそれのある状態等にあると認められる空家などを「特定空家等」として定義しています。また、市町村長は特定空家等の所有者等に対し、除却等の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告、命令、行政代執行まで行うことができます。

助言または指導、勧告、命令、行政代執行※まで行うことができる

※撤去などに要した費用を所有者から徴収



特定空家等

周辺への影響度や危険度、緊急性によっては行政による代執行が行われるレベルです。

「特定空家等」となる可能性がある

1

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態



2

そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態



3

適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態



4

その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



特定空家等



空き家の状態の確認

特定空家等の認定

助言・指導

勧告

※住宅用地特例の対象から除外

命令

※命令に違反すると50万円以下の過料

行政による強制撤去等

※撤去等に要した費用を所有者から徴収

管理不十分な空き家の予防

相続

住宅を相続して空き家にしない！

香南市広瀬マスコットキャラクター
しりあんぱ

家族に相談

相続に関する問題は家族全員に関わる重要なことです。相続する人に余計な費用・時間をかけさせないためにも、事前に相談しておくことが大切です。住まいをどうするか決めないまま相続すると、相続人同士で方針が決まりにくく、そのまま放置することにつながる可能性があります。また、所有者が複数いる場合、管理や処分には一定割合の合意が必要になるため、意思決定ができず空き家になったり管理されなくなったりしがちです。あらかじめ家族と相談し、無用なトラブルを避けましょう。

遺言書
エンディングノート

遺言書やエンディングノートで自身の意思を示しておく、相続後の手続きが円滑に進み、相続人の負担が軽減されます。遺言書は、書かれた内容が法定相続より優先されますので、誰に不動産を引き継いでもらいたいかを、きちんと明確に遺しておきましょう。エンディングノートには法的な拘束力はありませんが、相続する人たちに自らの意思を伝えることができます。いきなり遺言書を書くことが難しい場合は、エンディングノートから書き始めるのもよいでしょう。

※国土交通省 日本司法書士会連合会及び
全国空き家対策推進協議会より
「住まいのエンディングノート」



専門家に相談

相続する際には、権利問題の解決や名義変更に関する手続きなどが必要になります。それぞれの問題・手続きに応じて、弁護士や司法書士、行政書士などの専門家に相談しましょう。また、遺言書を作成する際、法的に有効な遺言書とするためには、守らなければならないルールや必要な手続きがあります。そのようなことも事前に専門家に相談しておくことでスムーズかつ安心に進めることができるでしょう。

ご存じですか？

相続登記が義務化されました。

なぜ義務化されたの？

相続登記がされておらず、「所有者不明土地」が全国で増加、周辺の環境悪化や公共事業の阻害などのトラブルが発生し、社会問題となっているからです。そのために、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

義務化はいつから？

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記されていないものは義務化の対象になるため、注意が必要です。(3年間の猶予期間があります。)

相続登記の義務化とは、どういう内容なの？

相続人は、不動産(土地や建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

相続した場合、どう対応すればいいの？

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続(*)を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。



①遺産分割の話し合いがまとまった場合

→遺産分割の結果に基づく相続登記

②早期に遺産分割をすることが困難な場合→相続人申告登記

どちらも不動産の相続を知った日から3年以内にする必要



管理不十分な空き家の予防 維持

チェックリストで適切に維持管理する!



近所に挨拶



空き家になる際には近隣の方へその旨を通知し、可能であれば自分の連絡先もお伝えしておくことをお勧めします。定期的に声がけすることで、不法侵入や不法投棄を防ぐ助けになります。

保険に入る



空き家は居住中の住宅よりも火災などのリスクが高まります。そのため、空き家になった際には、まず火災保険に加入することが重要です。将来的に賃貸や売却をお考えの場合は、盗難や水漏れに対応した保険にも加入しておく、さらに安心です。

不審者の侵入を予防



死角が増えると不審者が出入りしやすくなり、防犯上の心配が増します。そのため、生け垣などは定期的に入入れを行い、家全体の見通しを良好に保つことが大切です。また、人感センサー付きのライトを設置することで、不審者の侵入を防ぐ効果が期待できます。



チェックリストで適切に管理を行いましょう!

Check!

屋内

- ☒ ①ポスト
郵便物の堆積がないか
- ☐ ②建具や収納など
開閉の不具合やきしみなどがないか
- ☐ ③エアコン
漏電や落下の危険がないか
- ☐ ④天井
雨漏りによるシミ、たわみがないか
- ☐ ⑤床
浮き、きしみ、傾きがないか

屋外

- ☐ ⑥屋根
屋根材(板金など)のずれ、剥離などがないか
- ☐ ⑦外壁
シミ、浮き、ひび割れ、剥離などがないか

- ☐ ⑧雨どい
継ぎ目の外れ、割れ、詰まりがないか
- ☐ ⑨雨戸・窓
歪み、開閉の不具合がないか
- ☐ ⑩バルコニー
防水切れ、手すりの劣化(錆・ぐらつき等)がないか
- ☐ ⑪植栽
草木の繁茂や越境、倒木の危険がないか
- ☐ ⑫塀
割れ、崩れ、不法投棄がないか
- ☐ ⑬土台・基礎
傾き、白蟻、腐朽がないか
- ☐ ⑭側溝
ごみ・砂・砂利の堆積による詰まりがないか
- ☐ ⑮敷地内
野生動物・害虫などの巣がないか

管理不十分な空き家の予防

利活用



空き家を有効活用する！

帯広市広報マスコットキャラクター
しろがんべ

リフォーム
リノベーション

使い勝手が悪い場合は、建築士などに相談してみましょう。リフォームの内容によっては所得税や固定資産税が軽減される可能性もあります。

売却する



空家の管理に手間や費用をかけたくない場合は、売却し次の所有者に居住してもらうことも有効な手段です。売却するには、不動産業者に仲介等を依頼することが一般的です。不動産業者は依頼を受けると、物件の調査、査定、広告等の販売活動を行います。

「帯広市空き家マッチングシステム」もあります。詳しくはP10をご覧ください。

メリット

- ・空家の維持や管理にかかる費用や手間を省くことができます。
- ・現金化することで、一時的にまとまった金額の収入が得られ、相続時に遺産を分配することができます。

デメリット

- ・適切な売却先を見つけるためには、一定の時間と手間が必要です。
- ・市場の状況や物件の状態によっては、希望する価格で売却できない場合があります。
- ・物件の立地条件によっては、購入を検討する方が限られることがあります。

賃貸する



もし空家を当面使用する予定がない場合、賃貸に出すことでその物件を有効に活用することができます。賃貸にすることで賃料収入が見込めるだけでなく、管理の手間も省けます。定期借家制度を利用すれば、期間を限定して貸し出すことも可能です。まずは不動産業者などに相談してみましょう。需要のあるエリアか、そのままの状態で貸し出せるか、リフォームが必要かなど、賃貸に関する様々な疑問に答えてもらえます。

メリット

- ・建物を長期間にわたって所有することが可能です。
- ・定期的に家賃収入を得ることが期待できます。
- ・換気や通水などの管理作業を自分で行わずに済みます。

デメリット

- ・貸借人がいないと収入が得られない可能性があります。
- ・また貸借人が見つからないリスクも存在します。
- ・維持費や修繕費については、基本的に貸主が負担することとなります。
- ・貸借人との間で家賃の滞納などの問題が発生する可能性があります。

管理不十分な空き家の予防

解体



空き家を解体して、管理の手間やコストを解消！

空き家を管理して持ち続けるだけでなく、解体することも選択肢の一つになります。

帯広市広域マスコットキャラクター
しりあんぽ

解体する



空家が危険な状態になった場合や、そのままでは土地の売却ができない場合には、解体をするのも選択肢の一つとなります。解体すれば空家を管理する必要はなくなり、維持管理に係る費用や心理的な負担の軽減につながりますが、解体後の土地の活用方法などは検討しておく必要があります。

メリット

- ・空き家を管理する手間とコストが必要がなくなります。
- ・土地を売却しやすくなります。
- ・土地を売却し現金化することで、資産分割しやすくなります。

デメリット

- ・解体後の土地は、活用するまでは定期的な管理が必要になります。
- ・更地になると、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるため、注意が必要です。
- ・解体後に建築基準法等の法令により、再建築できない場合があります。

解体することを決めたら・・・

①解体業者の選定

解体工事を請け負うには、建設業法上の許可を受けるか、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事業の登録を受ける必要があります。解体工事を依頼する際には、依頼する業者が許可または登録を受けているかどうかを事前に確認することが重要です。



②解体業者との契約

建設業法では、解体工事を行う際、書面による契約書の取り交わしが義務づけられています。余計なトラブルに巻き込まれないためにも、必ず、解体工事を行う前に契約を交わすようにしましょう。



めっしつ ③滅失登記

登記建物を解体した場合は、解体完了から1ヶ月以内に法務局において、「建物滅失登記」を行う義務があります。また、未登記の建物を解体した場合は、帯広市資産税課への連絡が必要となります。



更地にすると固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなります。

家屋と敷地の固定資産税やその後の管理費用なども含めて、準備しましょう。 ※詳細は11ページをご覧ください。

3

空き家を適切に管理するために

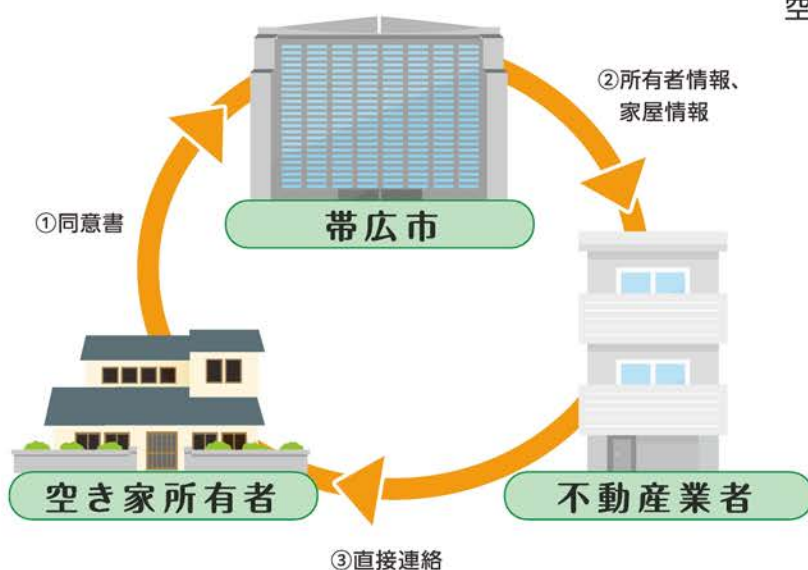
帯広市空き家マッチングシステム

空き家の売却・賃貸でお困りですか？



- 売却したいけどどこに相談していいかわからない
- 解体して売りたいけどいくらかかるかわからない
- 空き家を所有しているけどどうしたらいいかわからない
- 親が亡くなった後の家屋を処分したい

このようなお悩みがあるなら、帯広市空き家マッチングシステムを利用してみませんか？



空き家マッチングシステムを利用することで、
空き家に関する問題が解決できる
可能性があります！

相談先に
悩まなくていい

そのまま売却、
解体後売却など
処分方法を相談できる

申請に必要な物

- ①同意書
 - ②所有者と認められる書類
 - ・登記事項証明書
 - ・納税通知書など
- (同意書で税情報の取得について同意した場合は添付不要)

注意事項

- ・売却をお約束するものではありません。
- ・所有者が複数人いる場合、建物の処分等の際は、所有者全員の同意が必要です。
- ・市は売買等の契約には関与いたしません。

お問い合わせ

帯広市建築開発課 住まい宅地係(市役所6階) TEL 0155-65-4179(直通)

空き家の価値を見極めたい場合は不動産鑑定士に相談しましょう

4 税金・補助金

空き家をめぐる税金について

不動産を持っていると税金がかかります！

土地や家屋を持っていると、固定資産税や都市計画税がかかります。ただし、住宅が立つ土地(住宅用地)については、その税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられています。



住宅用地の特例措置

小規模住宅用地
<住宅1戸につき200㎡まで>

その他の住宅用地
<住宅1戸につき200㎡を超えた分>

固定資産税の課税標準額

評価額×1/6

評価額×1/3

都市計画税の課税標準額

評価額×1/3

評価額×2/3

空家等対策特別措置法で「特定空家等」と判断され、勧告を受けると…

勧告を受けた空家等のその敷地は固定資産税の住宅用地特例による税の軽減がされなくなるため、結果的に土地の固定資産税が上がることとなります。

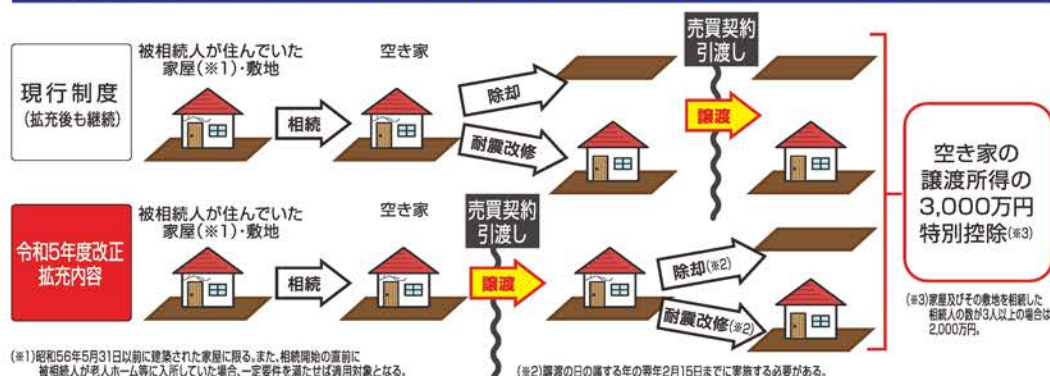
4倍以上
になることも!?

空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について)

相続日から起算して、3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋または敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円(家屋と敷地のいずれも、相続した人の数が3人以上の場合は2,000万円)が特別控除されます。

本措置のイメージ

(注)拡充内容については、令和6年1月1日以降の譲渡から対象



具体例

相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

前提条件

- ・昭和55年建築
- ・被相続人が20年間所有
- ・相続人は1名
- ・除却費200万円
- ・取得価額不明

本特例がない場合:55万円

(500万円 - (500万円 × 5%) - 200万円) × 20% = 55万円

本特例を適用する場合:0円

(500万円 - (500万円 × 5%) - 200万円 - 3,000万円) × 20% = 0円

所得税・個人住民税額が控除されます!

低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置

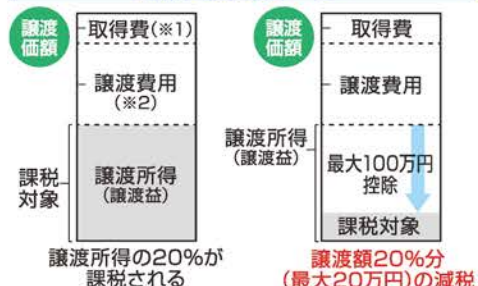
空き家・空き地の新たな利用意向を示す方への土地の譲渡を促進するため、個人が所有する低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の金額から100万円を控除します。土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、さらなる所有者不明土地の発生の予防を図っています。

制度の概要

- 市街化区域や用途地域設定区域内等の低未利用土地等の場合
→土地とその上物の譲渡の対価の額の合計が800万円以下(※令和5年1月1日~令和7年12月31日)
- 上記以外の都市計画区域内にある低未利用土地等の場合
→土地とその上物の譲渡の対価の額の合計が500万円以下(※令和2年7月1日~令和7年12月31日)

上記のうち、一定の要件を満たす取引について、長期譲渡所得から**最大100万円**が控除されます

特例適用のイメージ



(※1)取得費がわからない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。

(※2)宅建業者への仲介手数料、解体費、測量費で譲渡のために直接要した費用。

帯広市の補助制度について

帯広市特定空家解体補助金

住宅性能が著しく低下している特定空家の解体工事費用の一部を補助します。

募集件数

10件

■ 補助額:最大50万円(対象工事費用の80%)

対 象 者 所得の世帯総額が550万円以下の方

対 象 住 宅 市内に所在する住宅性能が著しく低下している特定空家

帯広市空家購入等補助金

市内の空き家を購入し、改修工事をする場合、または除却後に住宅を新築して居住する場合、改修工事費用の一部を補助します。

募集件数

5件

■ 補助額:最大30万円(対象工事費用の30%)

対 象 者 ・自ら居住するために市内の空き家を購入し、改修または除却後に住宅を新築して居住する方
・所得の世帯総額が550万円以下の方対 象 住 宅 【改修の場合】①北海道空き家情報バンク ②建築後20年以上 ③マッチング対象物件
【除却して新築する場合】④空き家となって5年以上経過 ⑤マッチング対象物件

▶ のいずれかを満たす空き家 など



マッチング物件とは?

帯広市と宅建協会帯広支部が連携して実施している「帯広市 空き家マッチングシステム」により、空き家所有者から同意書が出されている物件のことを指します。

詳しくは10Pで

耐震改修補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅を耐震改修する場合、工事費用の一部を補助します。

■ 補助額:最大30万円
(耐震改修費用に応じて変わります)

旧耐震住宅除却補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断され、著しく耐震性の低い木造住宅を解体(除却)する場合解体費用の一部を補助します。

■ 補助額:最大10万円(解体費用の23%)

■耐震改修補助金と旧耐震住宅除却補助金の対象者と対象住宅

対 象 者

- ・対象住宅の所有者で居住している方または居住予定の方
- ・所得の世帯総額が550万円以下の方 など

対 象 住 宅

- ・一戸建て住宅または併用住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの など
- ※事前に国への申請・承認手続きが必要となりますので、申請の3カ月前までにご相談ください。
(申請時期 毎年4月～9月)

お問い合わせ

帯広市建築開発課 住まい宅地係(市役所6階) TEL 0155-65-4179(直通)

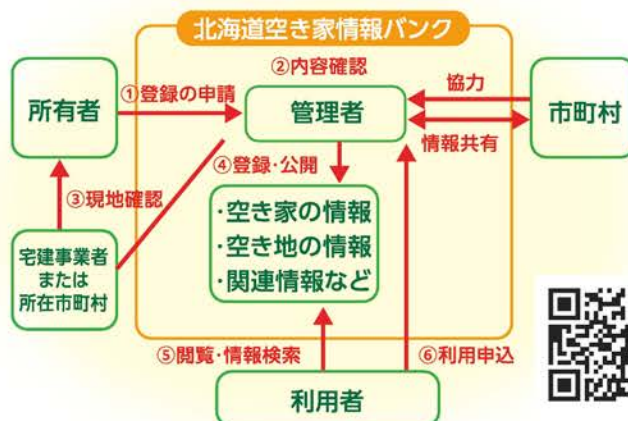
お問い合わせ

帯広市建築開発課 建築指導係(市役所6階) TEL 0155-65-4180(直通)

北海道空き家情報バンクについて

北海道内の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るために、道が運営する制度です。

所有者から売買などの希望があった空き家情報を、空き家の利用を希望する人に提供します。



お問い合わせ・申請先

公益社団法人
北海道宅地建物取引業協会



〒060-0001
札幌市中央区北1条西17丁目
(北海道不動産会館2階)
TEL 011-642-4422(代表)

5

ご相談

空き家に関するご相談

住まいに関するお悩み、専門家に相談してみませんか？

市役所などの窓口では解決が難しい、空き家を含めた住まいに関する問題について、各分野の専門家と連携した「住まいのワンストップ相談窓口」を設置しています。空き家を含めた住まいに関する問題を、各分野の専門家に無料で相談できます。

空き家などの発生の抑制、危険な空き家等の解消、住宅問題の解決につなげます。

対面
相談

開催
日時

毎月第2日曜日・第4火曜日
①13:00～②14:00～③15:00～
いずれかのうち、30分以内

場所

市庁舎10階 第4会議室

リモート
相談

開催
日時

毎週第4火曜日
①13:00～②14:00～③15:00～
いずれかのうち、45分以内

場所

オンライン相談
パソコン等の端末やZOOMの利用環境のご用意はご自身でお願いします

相談できる内容

空き家を含む市内の
住まいに関する
売却・相続・管理・リフォーム

相談料

無料

お気軽に
ご相談ください

申請方法

相談日の8日前までに
要予約

※詳しくは、建築開発課に
お問い合わせください

お問い合わせ

帯広市建築開発課 住まい宅地係(市役所6階) TEL 0155-65-4179(直通)

各種お問い合わせ

1

■ 空き家対策全般に関すること

帯広市都市環境部 都市建築室 建築開発課 住まい宅地係

TEL 0155-65-4179 FAX 0155-23-0159

E-mail architecture@city.obihiro.hokkaido.jp

2

■ 固定資産税に関すること

帯広市政策推進部 税務室 資産税課

TEL 0155-65-4122 (土地係)・0155-65-4123 (家屋係)



帯広市広域マスコットキャラクター
しらかんぱ

相続問題などの紛争や その他法律相談に関すること

予約制

釧路弁護士会帯広会館（帯広法律相談センター）

相談日 / 毎週木曜日 13時30分から16時30分

相談料 / 5,000円(30分以内)

予約申込 / 平日9時から17時
(予約は前日17時まで)

電話 / 0155-66-4877

空き家の相続等の不動産登記、 成年後見、財産管理等に関すること

予約制

釧路司法書士会（司法書士総合相談センター 法YOU）

相談日 / 相談日時は下記に問合せください。

相談料 / 無料

予約申込 / 月曜日から金曜日(9時から17時)(祝日、
年末年始を除く)

フリーダイヤル / 0800-800-3946

空き家の売買や賃貸に関すること

予約制

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会
帯広支部（不動産無料相談）

相談日 / 毎週水曜日(祝日、年末年始、GW、お盆
除く)13時30分から16時00分

相談料 / 無料

予約申込 / 月曜日から金曜日(9時から17時)

電話 / 0155-22-7060

不動産の表題登記に係る 境界の調査・確認等に関すること

釧路土地家屋調査士会十勝支部

相談日 / 相談日時は下記に問合せください。

相談料 / 無料

予約申込 / 月曜日から金曜日(9時から17時)(祝日、
年末年始を除く)

電話 / 0155-66-4022

空き家の修繕・改修・ 建替え等の建築に関すること

予約制

北海道建築士事務所協会 十勝支部

受付 / 月曜日から金曜日(10時から16時)

相談日 / 後日、協会担当者からの電話にて対応

相談料 / お電話のみは無料(面談は有料)

電話 / 0155-21-6270



帯広市の
空き家について
何かありましたら

HPをご覧ください。

帯広市広域マスコットキャラクター
しらかんぱ